

2026年(令和8年)

8/10

No. 1350

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報・情報G)

《ホームページアドレス》<https://www.totokyo.or.jp/>



一般社団法人 東京都トラック協会

夏季特集
(6・7面)

水野会長インタビュー

フォローの風に乗り、法改正への対応を

適正原価の設定へ 有識者が検討会

国交省
第1回会長と馬
渡雅敏副
会長が出
席した。

国土交通省は7月17日、第1回「適正原価の設定に向けた有識者検討会」(座長・山内弘隆一橋大学名誉教授)を開催。専門委員として、全日本トラック協会から寺岡洋一



「適正原価」設定へ議論を開始

検討会では、適正原価の設定に向けた制度設計の基本的な方向性として、5項目が掲げられた(別掲参照)。「適正原価」告示では、「標準的運賃」告示のようなタリフ表を示すのではなく、当該期間における走行距離や稼働時間などのインプットに基づき、「適正原価」を算出できる算定式を示す必要があるとしている。

今後は、適正原価の設定に向けて実態調査の結果を踏まえつつ、「適正原価」を設定する事業を継続して下回らないよう

実効性ある運賃・料金を

種別「適正原価」を設定する車種・車種の単位「適正原価」を設定する地域の単位「実車率・回送料金の取り扱

うにすることが義務付けられており、同法の公布から3年以内となる10年6月までに施行される。寺岡会長は、「ドライバーの人手不足解消が一番の課題であり、それを解決するためには待遇改善しか道はない。適正原価については、荷主企業と要望した。

と、一定期間における適正原価の収受状況を確認できる仕組みとする必要がある。そのため、「適正原価」告示においては、「標準的運賃」告示のようなく、当該期間における走行距離や稼働時間等のインプットに基づき、「適正原価」を算出できる算定式を示す必要があるのではないか。

適正原価設定に向けた制度設計の基本的な方向性(案) ①「適正原価」制度は、トラック事業者・荷主等による新制度への円滑な対応を担保するため、「適正原価」と「標準的運賃」の法的拘束力や定義等の差異は踏まえつつも、「適正原価」の項目などについては、基本的には「標準的運賃」を踏襲した設計とすべきではないか。

②他方で、「適正原価」は法的拘束力を有する制度であることから、トラック事業者・荷主等の取引実態に照らして、対応が困難となるような制度設計とすべきではない。この点、実車率の設定など、一定期間における適正原価の収受と支払の双方について、一定期間における状況をj確認できる仕組みとすべきではないか。

物流効率化の取組状況・内容

日商LOBO
7月調査

日本商工会議所がまとめた2026年7月の商工会議所LOBO(早期景気観測)調査で、中小企業における物流効率化への取組が進みつつある中、物流コストの価格転嫁や運送契約内容の共有では、依然として課題が残っていることが明らかとなった。調査は、物流効率化・取引適正化に関する取組状況と課題について実施した。

物流効率化への取組状況では、「取組を開始したと回答した企業が22・3%、「取組む予定」が9・2%であり、前年調査を1・5%上回った。これにより約3割の企業が、物流効率化に向けて前向きに対応していることがうかがえる。

具体的な取組としては、「発注頻度の見直しやリードタイム延長による配送回数の削減」が41・2%で最も多く、「物流効率化に向けた設備・資機材・システムの導入」が34・4%で続いた。また、本年4月に一部荷主に

対し設置が義務付けられた、物流コスト増に対して価格改定が間に合わず、価格転嫁が追いついていない状況が明らかとなった。

ラストマイル効率化へ補助

二次公募を開始
補助率2分の1

国交省は、「ラストマイル配送効率化促進事業」の二次公募を開始している。地域の宅配便ドライバーの負担軽減と配送サービス水準の維持、持続可能なラストマイル配送の整備を目的としたもの。公募期限は9月4日午後5時まで(必着)。

事業は、荷主・物流事業者・地方自治体などが連携して取り組むことで、配送効率化の取組を支援するもので、協議会など(2者以上の参加)が補助対象となる。地域配送における実証や仕組づくりを、集中的に支援する点特徴。

3割が取り組む一方 価格転嫁は依然課題

置が義務
付けられ
た、物流

対し設置が義務付けられた、物流コスト増に対して価格改定が間に合わず、価格転嫁が追いついていない状況が明らかとなった。

対し設置が義務付けられた、物流コスト増に対して価格改定が間に合わず、価格転嫁が追いついていない状況が明らかとなった。

ラストマイル効率化へ補助

二次公募を開始
補助率2分の1

国交省は、「ラストマイル配送効率化促進事業」の二次公募を開始している。地域の宅配便ドライバーの負担軽減と配送サービス水準の維持、持続可能なラストマイル配送の整備を目的としたもの。公募期限は9月4日午後5時まで(必着)。

事業は、荷主・物流事業者・地方自治体などが連携して取り組むことで、配送効率化の取組を支援するもので、協議会など(2者以上の参加)が補助対象となる。地域配送における実証や仕組づくりを、集中的に支援する点特徴。

天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

企業・団体、支部説明会を開催

東ト協 フェスタ実行P



東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

成功に向けて最後まで協力をお願いしたい」とあいさつした。

議事では、同プロジェクトワーキンググループ(WG)の澤幡淳リーダーが、今年度からフェスタが開会し、主催者および来賓あいさつ、表彰式、東ト協宣言などを行う。東ト協は、今年度からフェスタが開会し、主催者および来賓あいさつ、表彰式、東ト協宣言などを行う。

一部運営方法を変更することも報告された。

また、同日に行われた第6回フェスタ2026実行プロジェクトWG会議では、会場レイアウトやスタンプリイウーのデザイン、能登輪島朝市の出展、「東京都トラック時報」へのチラシ同封、SNSを活用した広報、来場者アンケート、出展時の注意事、本部手伝い体制、今後のスケジュールなどについて説明した。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は10月17・18日(土・日曜日)、令和8年度第2回「本部集団健診」(定期健康診断)を実施する(本号にチラシを同封)。

受診対象者は、東ト協

健診開催日時	
10月17日(土)	①8時30分～9時30分 ②9時30分～10時30分 ③10時30分～11時30分 ④11時30分～12時30分 ⑤14時30分～15時30分 ⑥15時30分～16時00分
10月18日(日)	⑦8時30分～9時30分 ⑧9時30分～10時30分 ⑨10時30分～11時30分 ⑩11時30分～12時30分

※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑩のいずれかの枠から選択。定員は各時間帯とも40人、⑥のみ20人。

1階ロビーにて、混雑・感染症予防のため、時間ごとに人数制限を設けている。

また、各時間帯の受付開始直後はロビーが混雑するため、受付時

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

先進的な取り組み 青年経営者を顕彰

申請提出 10月19日まで

全日本トラック協会は、令和8年度「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」の申請を受け付けている。申請期限は10月19日まで(必着)。※東ト協で書類確認などを行う

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

10月17・18日実施
申込9月3日まで

会場は東ト協総合会館、受付は東ト協各支部

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。

東ト協は、このほど、9月12日に渋谷区の代々木公園で開催する「トラックフェスタTOKYO 2026」親子で体験、安全と環境」に向け、会員事業者に対し協賛を呼びかけている。



からだ・メンタルヘルス

電話・Webで健康相談

お気軽にご利用を! 無料

東京都トラック協会は、会員事業者の従業員・被扶養者・従業員の2親等までを対象に、電話による無料の各種健康相談を行っている。「からだの悩み」は24時間・365日年中無休で受付。

「こころの悩み」のメンタルヘルス関係の相談には心理専門職が相談に応じる(平日午前9時～午後9時/土曜日午前10時～午後6時)。

◆ 電話相談窓口 ◆

フリーダイヤル 0120-109-371

あわせて、健康情報に関するWebサイト・アプリ「みんなの家庭の医学」(<https://kateinoigaku.jp/>) 団体コード=tora)も利用可能。



会長
水野 功

水野会長 インタビュー

フォローの風に乗る、法改正への対応を

トラック運送業界は、今般の法改正により極めて重要な局面を迎えている。こうした中、東京都トラック協会では7月8日の理事会で、前会長の水野功氏を会長に選定した。

水野会長は、就任時から「ドライバースト」を掲げ、「ドライバ―の地位向上なくして業界の地位向上はない」という考えの下、これまでドライバ―の健康管理や教育の充実に積極的に取り組んできた。理事会での2期目となる就任あいさつの中で、ドライバーストの実現はまだ道半ばであるとして、業界を取り巻くフォロ―の風をいかし、取り組みを継続していく必要性を強く訴えた。その上で、トラック運送事業者として、安全・安心な輸送の確保が絶対に必要との考えを示した。大きな転換期を迎える中で舵取りを担う水野会長に、今後の取り組みについて話を聞いた。

大島 就任おめでとうございませう。これから2期目というところで、まず1期目を振り返ってみて、いかがですか。

水野 2年前はちょうど、働き方改革関連法への取り組みが進む中で、罰則付きの時間外労働の上限規制により、労働力が不足するのではないかという物流危機が大きく取り上げられることが多く、これを契機にトラック運送業界にとってフォロ―の風が吹き始めたのではないかと感じます。

そのような中で、1期目を振り返ると、議員立法による法改正が3本も成立したことはこれまでになかったことであり、そういう意味で本当にフォロ―の風が吹いたのだと思っています。

ただ、この風に乗れた事業者、乗れなかった事業者、さらにはフォロ―の風でさえ無視した事業者がいるのではないのでしょうか。

この風に乗れた事業者は、荷主との運賃交渉も順調に進んでいると思います。乗れなかった事業者が深刻で、特にB to Bの場合、荷主によって理解が進んでいるところと、そうでないところと相当に開きがあります。また、業態によっても全く異なる

みようというになりました。

大島 これからは、SNSやネット広告を含めた、メディアの活用も必要になるのではないのでしょうか。

水野 業界の課題への対応だけでなく、SNSの活用はリクルート関連でも必要になると思います。どうやって物流業界に目を向けさせるか、特に若い人材に訴えるには、それこそSNSを通じて情報を発信した方がいいのではないかと思います。

大島 2期目に当たり、進むべき方向性について、改めてお考えをお聞かせください。

水野 これからの議論になります。が、我々にフォロ―の風が吹いている状況にある一方で、果たすべき義務も増しているのが実情だと思っています。その中で最も重要なのは、安全・安心です。無事故・無災害を実現できるのがグリーンナンバ―トラックであり、それを守っていることを、もってPRすべきだと思います。今回、理事会で2期目の就任に

り、その差が非常に大きくなり出た2年間だったと感じています。

さらに、この風を無視した事業者は、法改正への対応など、自ら意識改革を進めていかなければならない状況にあっても、法改正による義務化の内容だけを見て、どうせ変わらないだろうと諦めている者が多くいるのも事実です。

就任時に「ドライバースト」を掲げ、ドライバ―の経済的・社会的地位の向上につながるよう、協会活動を通じて会員事業者をサポートしてきましたが、取り組みはまだ道半ばであると感じています。

大島 トラック適正化二法の成立は、業界にとって大きな転換点となるものですが、会長はどのようにお考えですか。

水野 私は、全日本トラック協会のトラック適正化二法対策委員会のメンバーとして、国土交通省との意見交換を行っている中で、現状では適正原価についての議論を先行させています。大島先生も委員を務める「適正原価の設定に向けた有識者検討会」が開催され、業界の代表として全ト協の寺岡洋一会長と馬渡雅敏副会長が参加します。

当たり、「業界にはフォロ―の風が吹いているが、我々は安全・安心な輸送の実現に向け、改めて事故防止に真摯に取り組まなければならない」と訴えましたが、無事故・無違反があつて初めて、我々は権利を主張できるのです。

ドライバースト実現の取り組みとしては、定期健康診断の実施に加え、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査や脳MRI健診の実施による、健康管理への対応が必要になります。また、安全・安心の実現に向けた教育にも、さらに力を入れていかなければならないと考えています。

昨年から導入した、Eラーニングによる運転者教育の取り組みに加え、自動点呼をはじめ、DXの活用が進む中では、運行管理者とドライバ―とのコミュニケーションが十分に取れているかも重要です。そうしたコミュニケーションを通じて、ドライバ―の安全意識も向上していくのではないのでしょうか。

協会としては、会員事業者にドライバ―教育のためのメニューを提示し、活用してもらえよう支援を継

全ト協の委員会では「適正原価を一度決めたら、それで終わりではない」と主張しています。ドライバ―の賃金を他産業並みに引き上げていくことを目指しているわけですから、この先、人件費や最低賃金も上昇していくことを考えると、毎年賃上げを定めていかなければなりません。そこを固定化されてしまうと困るのです。

また、人件費だけでなく、燃料価格についても今後下がるとは保証はなく、車両価格も高騰化の傾向が続いています。こうしたコスト上昇に対応するためにも、毎年適正原価を定める必要があります。適正原価の制度設計において、この部分については変動費として扱うべきだと考えています。

あわせて、適正原価によつてドライバ―の賃金を全産業平均並みにすることを目指していますが、現状では、発表される毎年の賃上げ率や賞与の金額を比較しても、大手企業と中小企業では相当な格差があり、今後ますます開いていくことを危惧しています。

大島 適正原価については、大手企業と中小企業の関係を考慮する必要がありますが、特に元請事業者の責任が重要になると思いますが。

水野 大きいと思います。この間の議論でも、委託回数で2次までとしているのだから、そこまで担保してほしいと主張しました。2次下請の運賃が、適正原価を上回るものでなければ困ります。しかし、2次下請の適正原価に対して、1次下請や元請事業者がさらに上乗せしていくと、相当高額になりますが、そこは担保してほしいと訴えています。荷主からいたく運賃が適正原価であ

安全・安心な輸送の実現には

継続するとともに、安全・安心の実現に向けたさらなる取り組みも検討していく方針です。それぞれの事業者にも、安全・安心に対して改めて襟を正していただき、広報・渉外活動を通して業界の主張を発信していきたいと思っています。

大島 これまで業界の人材不足が問題となつていますが、その対策について教えてください。

水野 適正原価に基づく運賃をいいただき、それをドライバ―の給与へ還元していかねければ、今後ドライバ―は集まらないと思います。ホテル、コンビニエンスストア、飲食業界をはじめ、外国人労働者なしでは成り立たない業界も多くあります。トラックドライバ―については、現在のところ、特定技能への受け入れ人数は最大で約2万人となつていますが、採用に積極的な事業者の話では、数年でその枠も埋まってしまうとの見方です。

政策的な移民受け入れの問題は別として、現実には合法・非合法を含め、多くの外国人労働者が就労しています。そうである以上、きちんと法整備を進めた上で、適切に受け入れることを考えるべきではないかと思っています。

トラック業界も人材不足・苦しい状況ですが、バス業界も厳しい状況にあります。多くのドライバ―がタクシー業界へ流れていることも一因です。働き方によつては、タクシー業界ではウーバーのように、効率よく稼くことができます。特に、路線バスのドライバ―は固定給であり、勤務時間にも制約があります。一方で、好きな時間に働き、収入を得ることができるスタイルは、若年労働者の考え方にマッチしている働き方

ることは当然ですが、2次下請であっても、適正原価が確保されるべきです。

また、これは荷主というよりも、社会全体、特に購買者に対する要望になりますが、自動車販売業界では、毎年3月の登録台数が約1・5倍となります。これに対応するため、かつては回転数を上げ、それこそ24時間運んでいたわけですが、しかし、法改正による時間外労働の上限規制により、それができなくなりました。同じ物量に対応するには、トラックとドライバ―を増やすしかありませんが、中小事業者が簡単に対応できるものではありません。そこで、購買者だけでなく、社会全体の行動変容というか、あり方も考えてもらわなければ、我々だけでこの問題を解決することは難しいと思っています。

大島 法改正などは、トラックドライバ―の賃金を全産業並みに引き上げるため、その原資を確保するものと理解していますが、まだ理解が進んでいないのでしょうか。

水野 それには、これから施行される適正原価と事業更新制の問題があります。現状では適正原価の議論が取り上げられていますが、事業者によつては更新制を懸念している者が多いのも事実です。都内にも5両未満の事業者が存在しています。これらの事業者は、更新が認められなくなるのではないかと考えているでしよう。また、営業報告書における赤字の連続についても問題視されており、更新できなくなるのではないかと疑心暗鬼になっているようです。そのため、適正原価だけでなく、更新制についても議論していかねければならないと思っています。

大島 適正原価に基づく運賃・料金を収受することが必要となり、荷主に対して事業者側からの主張が重要になるかと思いますが。

なのでしょう。トラック協会としても、若い人材が集まる魅力ある業界にしていこうと必要です。

ある程度稼くことができ、それでいて働きがいのある職場にしていかなければなりません。今回の法改正への対応は、その最後のチャンスではないかと思っています。

大島 業界では、大手事業者を除くと新卒採用はまだ少ないと思いますが、稼げる業界であることだけでなく、スキルアップが可能であることもアピールしていく必要があると思います。

水野 若い人が、自分で大型けん引自動車の免許まで取得するとなると、100万円近くかかります。そこで自分で投資をして、その結果得られる給与が今の水準では、新しい人材は入ってこないと思います。協会として、会員事業者に対して免許取得への助成を行っています。予算の制約もあり、十分とは言えません。

それに加えて、ドライバ―の高齢化が進んでいます。すると、加齢に伴う交通事故や労災事故も問題となります。これらの問題を解決するための第一歩として「ドライバースト」を掲げ、健康管理面での支援から取り組みを始めたわけ

大島 トラック運送事業では、事故防止とともに環境対応への取り組みも求められています。どのような考えですか。

水野 東京都は、燃料電池自動車(FCV)への助成を実施していますが、昨年度は燃料供給施設への補助も実施していただきました。トラ



水野 先ほど話した、フォロ―の風に乗れなかった事業者や無視した事業者は特に、運送事業者側の覚悟が必要になると思います。こちらが勇気を持って言っていかなければなりませんし、世の中や法律が変わっていることを理解しなければなりません。

荷主には今までは商慣習の中でできていたことが、もうできなくなっていると、はっきり伝える必要があります。それはこちらの覚悟であり、説明責任ではないかと思っています。

だからこそ、協会や業界だけでなく、社会全体に向けた理解促進のための広報・渉外活動をもっと進めるべきではないかと思っています。

大島 これまで私も国交省の検討委員会として、法改正を荷主にど

安全・安心な輸送の確保が必須

ックについては、車両が大型になるほど、乗用車のような電気自動車(EV)ではなく、FCVが中心になるのではないかと考えています。

現在では、導入するには車両価格が高く、補助制度はあるものの、中小企業が導入することは難しい状況です。さらに、燃料供給施設もまだまだ十分とは言えず、運行には一定の制約があります。この点については、まず都営バスなどでFCVの導入を促進することで、燃料供給施設の整備が進み、その後、インフラが整った上で、トラックへの導入も進むのではないかと考えています。

また、私になりますが、FCVの導入が普及するまでの間は、軽油を燃料とするトラックを使用し続けなければなりません。協会が進めているグリーン・エコプロジェクトでは、エコドライブによる燃費管理という、ソフトウェアでの対策を実施しています。これに対して、ハード面からのアプローチとして、バイオ燃料の導入が進められてもよいのではないかと思います。

昨今の燃料価格高騰に際し、政府や都では燃料費への補助が実施されました。これは、事業者にとってありがたいことですが、軽油引取税の暫定税率が廃止となり、その恩恵を十分に享受できないまま、燃料価格は高騰を続けています。例えば、投入された税金を活用して、バイオ燃料の精製施設を建設していれば、エネルギー問題の解決に少しでもつながっていくかもしれません。さらなるイノベーションにも期待できます。各事業者だけで取り組むことが難しい課題については、国や都による支援や施策が必要だと思います。

大島 最後に、会員事業者に伝えたいことはありますか。



昨年に引き続き、流通経済大学の
大島弘明教授がインタビューとして、水野会長と業界の展望について、熱い議論を交わした。

水野 全国的にも都内でも、トラック運送事業者数は減少しており、都内の会員事業者数も約3000者となるなど、協会運営にも影響してくると考えています。その中で、各会員事業者はトラック適正化二法の施行に対応していかなければなりません。そのために、必要な情報提供を協会活動の重点事項と位置づけ、丁寧に行っています。ホームページでは特設サイトを設け、関連コンテンツを公開していますが、今後はより効果的な情報発信の方法も検討していきます。

会員事業者の皆さんには、政府によるフォロ―の風をいかし、法改正への対応を進め、ドライバーストの考え方の下、ドライバ―の経済的・社会的地位向上を実現していただきたいと思います。

そして、我々の要望をしっかり伝えていくためにも、安全・安心な輸送の実現に向け、事故防止の取り組みを改めて徹底するようお願いいたします。

「適正原価」「事業更新制」のあるべき姿検討へ

東京都トラック協会 委員長 藤倉 泰徳
別委員会(委員長・三村 偉一郎)は8月3日、東ト総会館で令和8年度第1回委員会を開催し、8・9年度委員の委嘱や副委員長指名・選任を行うとともに、「適正原価」の設定に向けた意見照会やトラック適正化二法「Q&A」の活用報告について審議した。

同委員会は、8・9年度執行部発足にあわせて新たに設置された特別委員会で、副会長および各支部長の計8氏で構成される。委員長は三村副会長が務め、副委員長には

委員長の指名により藤倉 泰徳(足立支部長)が就任した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

また、「2年前に副会長に選任され、物流政策

のための委員会だ」と設立の狙いを説明した。

となつて取り組みを進めた結果、届出率95・7%を達成。「東ト協の組織としての力を示すことができた」と語った。

さらに、標準的運賃の届出率向上を果した直後に、標準的運賃の廃止が報じられたことについて、「あの時の挫折感は今も忘れられない」と振り返り、東京の標準的運賃の届出率が低迷し、会員事業者の間にも諦めムードが漂っていたと説明。その後、「届出率が全国で下から2番目という状況を何とかしなければ、東京の声は届かない」と本部・支部一体

でまとめた意見を全国へ届け、全国のスタンダードとなるような提案につなげたい。「東京の主張は圧倒的に理にかなって

検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。

同委員会は、「改正貨物自動車運送事業法および貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(トラック適正化二法)」の2028(令和10)年の全面施行に適時・適切に対応するため、必要は検討を進めていく。



千葉市コース



埼玉県コース



東ト協本部および各支部は、7月28日に発生した令和8年熊本地震を受け、東京都などからの要請に迅速に対応し、被災地への救援物資輸送を相次いで実施。日常生活や経済活動を支えるだけでなく、災害時にはライフラインを担う重要な役割を果たすべく、緑ナンバートラックが被災地への救援物資輸送に力を発揮している。

8月4日には、東京都物資輸送調整チームからの要請を受け、荒川支部(金原裕一支部長)会員4トトラック1台が出勤。埼玉県上尾市の加藤物流センターで、テナントフレーム15台を積載し、同倉庫まで輸送した。

さらに、8月6日、多摩支部会員の2トトラック1台が出勤。東京都品川区の品川支部(石川品川区役所第二駐車場で行われた被災地へのトイレットトラックの派遣・物資輸送の出発式に参加。会員事業者の11トトラック1台と、品川区所有のトイレットトラック1台が、熊本市へ出

トイレットトラック出勤

八代市へ日用品を輸送

東ト協品川支部(石川品川区役所第二駐車場で行われた被災地へのトイレットトラックの派遣・物資輸送の出発式に参加。会員事業者の11トトラック1台と、品川区所有のトイレットトラック1台が、熊本市へ出

東ト協 品川支部

品川支部は7月31日、品川区役所第二駐車場で行われた被災地へのトイレットトラックの派遣・物資輸送の出発式に参加。会員事業者の11トトラック1台と、品川区所有のトイレットトラック1台が、熊本市へ出



東ト協 多摩支部

多摩支部は7月31日、多摩市役所駐車場で、被災地への救援物資輸送を実施した。同支部は、多摩市役所駐車場で、被災地への救援物資輸送を実施した。

八代市へ水・食料品など 支援物資輸送を実施

東ト協多摩支部(城康幸支部長)は7月31日、八王子市からの要請を受け、熊本市八代市の八代トヨオカ地建アリーナまで支援物資を輸送した。同日は八王子市の天神町防災倉庫で、支部会員事業者の11トトラックに

東ト協 九都県市合同防災訓練に参加

世田谷支部から出勤

東ト協は8月4・5日、第47回九都県市合同防災訓練(幹事「救護物資輸送車」の大型シールを貼付した4ト車に、救護物資(7年保存米粉クッキー)を積み込んだ。

その後、都の担当者から指示を受け、輸送隊は災害時の指定緊急輸送路を通行。4日は埼玉県コース/熊谷市スポーツ・文化村くまびあ体育館(熊谷市)まで、5日は千葉市コース/中央防災倉庫(千葉市)まで救援物資を輸送し、それぞれ引き渡した。

このほか、8月19日には横浜コース、9月1日には、さいたま市コースで、それぞれ救援物資輸送を実施し、本部および各支部から多くのトラックが出動した(別掲参照)。

東ト協緊急輸送システム検討委員会(三村偉一郎委員長)では、各種訓練を通じて、実際の災害発生時に迅速かつ円滑な対応ができるよう、作業マニュアルの整備や輸送業務の効率化に向けた検討を進めている。こうした取り組みは実災害でもいかされておき、7月28日に発生した令和8年熊本地震では、都や自治体からの要請を受けて救援物資輸送を実施し、本部および各支部から多くのトラックが出動した(別掲参照)。

トラック運送業

労働管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)

労務トラブル件数は引き続き高水準で推移

令和8年7月7日に、厚生労働省から「令和7年度個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。今回は、個別労働関係紛争解決制度の概要と労務トラブルの発生状況、さらに、運送業における留意点について紹介します。

(1) 個別労働関係紛争解決制度とは

「個別労働関係紛争解決制度」とは、個々の労働者と事業主との間で生じる労働条件や職場環境などを巡るトラブルについて、時間的・金銭的負担の大きい裁判などによらず、労使間の紛争を未然に防止し、早期解決を図るための制度です。具体的には、次の3つの仕組みがあります。

①「総合労働相談」

都道府県労働局や各労働基準監督署、駅近隣施設など、全国378か所(令和8年4月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」が設置されており、専門の相談員が対応しています。

②「都道府県労働局長による助言・指導」

労働基準法違反や労働安全衛生法違反などには該当しない、民事上の個別労働関係紛争について、都道府県労働局長が

内容	件数	前年度比
総合労働相談	119万8,010件	0.3%減
●法制度の問い合わせ	78万3,579件	3.8%減
●労働基準法等の違反の疑いがあるもの	22万9,156件	10.4%増
●民事上の個別労働関係紛争相談	27万7,053件	3.5%増
助言・指導申出	9,616件	8.5%増
あっせん申請	4,486件	16.0%増

紛争当事者に対して解決の方向性を示し、自主的な解決を促す制度です。助言は、当事者間の話し合いを促進するため、口頭または文書で行われます。指導は、当事者のいざれかに問題がある場合にその問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すものです。

③「紛争調整委員会によるあっせん」

各都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会では、あっせん委員として、弁護士や大学教授など労働問題の専門家が当事者の間に入り、話し合いによる解決を支援します。あっせんの申請は、労働者側からのものが98・5%を占めていますが、会社側から申請することも可能です。

(2) 7年度の施行状況の概要

7年度の施行状況の概要は、下表の通りです。この施行状況を見ると、総合労働相談件数は119万8010件で、前年度に比べて0・3%

「ラスメント」の相談件数が14年連続で最も多くなっています。企業にとつて、ハラスメント防止対策は重要な課題といえるでしょう。

さらに、民事上の個別労働関係紛争についての相談者を就労形態別にみると、正社員は40・2%、正社員以外(その他・不明を含む)は59・8%となつています。正社員以外の従業員が、会社の制度や慣行に疑問や不満を抱くケースが多いことがうかがえ、今年10月に予定されている「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正なども踏まえ、企業には、層の対応が求められます。

(3) 運送業における留意点

運送業では、未払賃金請求権の消滅時効期間の延長も影響し、未払残業代を巡るトラブルが増加しています。また、5年4月には、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、大企業と同様に50%以上となり、さらに、6年4月からは時間外労働の上限規制(年960時間)や新改正基準告示が適用されま

理解を得ることがこれまで以上に重要になっていきます。なお、6年の労働関係民事通常訴訟事件の新受件数は4214件と、前年比447件増加し、労働審判事件の新受件数は3359件で、同114件減少となり、増減はあるものの、いずれも3000件を超える高い水準で推移しています。また、未払賃金請求権の消滅時効期間が2年4月より従来の2年から3年に延長されたことなどもあり、今後も未払賃金請求を含めた労務トラブルは増加していくことが予想されます。

これらの制度改正に伴い、労働時間が短縮される一方で、残業時間の減少によって賃金額が低下するケースも考えられます。労働時間の短縮に応じて、賃金額が減少すること自体は法的に問題ありませんが、従業員にとって賃金額の減少は大きな不満要因となり、労務トラブルにつながるおそれがあります。トラブルを防ぐためには、①会社の実態に合致した就業規則を作成し、雇入れ時に雇用契約書を締結すること、②法的リスクがなく、従業員の納得感が得られる賃金制度を構築すること、③休憩時間と待機時間を明確に区分・記録するなど、労働時間管理を徹底することが重要です。

労務トラブルは、会社に大きな損失をもたらすだけでなく、事業の継続にも影響を及ぼしかねません。物流の2024年問題への対応を着実に進めるためにも、労務管理を企業の最重要課題として、一層の取り組みを進めていきましょう。

パズル

by 牙戒 惟也

漢字折れ

ルールに従って、マスに漢字を入れてください。二重マスに入った漢字をA～Cの順につなげて出来る言葉は何でしょう？

- [リスト]
- 1 秘密基地

7 風林火山

13 卒業論文
- 2 日本国憲法

8 面白半分

14 重要文化財
- 3 誕生日

9 世界遺産

15 蒸発熱
- 4 線香花火

10 歩行者天国

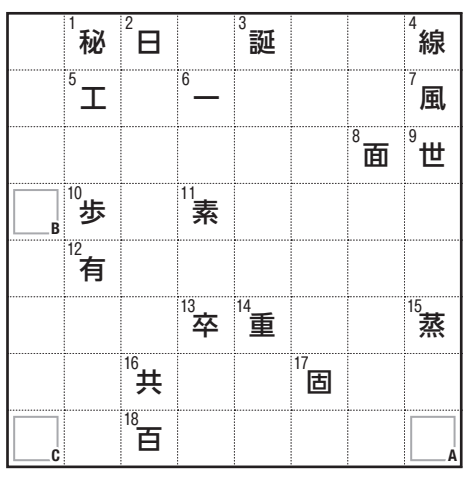
16 共和国
- 5 工業地帯

11 素因数分解

17 固定資産
- 6 一寸法師

12 有言実行

18 百鬼夜行



[解答]

A	B	C
---	---	---

[ルール]

- リストの言葉を全部使って、すべてのマスを埋めてください。
- 言葉の1文字目は同じ番号のマスに入れます(この問題ではあらかじめ入っています)。
- 2文字目以降は、前の文字とタテ・ヨコにつながるように入れます。ナナメに入ってはけません。
- 1つの文字を複数の言葉で使うこともあります。

[例題]

1 枯山水	4 保護者
2 一心不乱	5 積乱雲
3 二者択一	6 行雲流水

[例題の答え]

1 枯	2 者	3 護	4 山
5 一	6 心	7 不	8 乱
9 二	10 保	11 行	12 水
13 積	14 乱	15 雲	16 流

☆インターネット応募の場合
解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へご入力ください。https://www.totokyo.or.jp/

☆はがき応募の場合
官製はがきに、①答え②郵便番号・住所③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社) 東京都トラック協会 総務部広報・情報G「トラック時報」係

●正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

●応募締切 8月末日(正解は9月10日号に掲載)

★7月10日号「シークワーズ」の正解は「ウミノイエ」でした。

ポケット

7月28日午後4時27分、熊本県で大規模な地震が発生した。気象庁によると、規模はマグニチュード7・1、震源の深さは16キロで、県内の宇城市と氷川町で最大震度7を観測した。国内で震度7を観測したのは、「令和6年能登半島地震」以来2年ぶり、「平成28年熊本地震」以来10年ぶりとなる。同庁は、地震発生から3時間後、「令和8年熊本地震」と命名したことを発表した。

8月3日現在、地震による県内の人的被害は157人に上り、死者は38人となっている。このうち36人は地震による直接的な被害で亡くなり、1人は熱中症による災害関連死の可能性がある。また、災害との関連性について調査中の事例も1件ある。

住宅被害は1万2024棟におよび、全壊700棟、大規模半壊5441棟と、一部損壊5441棟となっている。八代市、宇城市、氷川町な

広がる支援の輪

地震発生翌日から多くの人が訪れ、店の前には長い列ができ、歩道を埋め尽くした。熊本の特産品を購入することで、被災地を支援しようと呼びかけられた人々だ。義援金の受付も随時行われているが、入館まで40分前後を要するという。銀座の街角に生まれた長い列は、熊本への思いを届ける「支援の輪」の広がりを物語っている。

地震発生翌日から多くの人が訪れ、店の前には長い列ができ、歩道を埋め尽くした。熊本の特産品を購入することで、被災地を支援しようと呼びかけられた人々だ。義援金の受付も随時行われているが、入館まで40分前後を要するという。銀座の街角に生まれた長い列は、熊本への思いを届ける「支援の輪」の広がりを物語っている。

目次

(平成28)年4月の熊本地震から10年。復興への歩みが続く中、2026(令和8)年7月28日に再び熊本を地震が襲ったことに心が痛む。東京都トラック協会では7月31日、八王子市からの要請を受けて多摩支部が救援物資輸送を実施し、同日夕方には品川支部も品川区からの要請を受けて輸送を行った。緑ナンバートラックドライバーは、発災時の物流を担うエッセンシャルワーカーとして、被災地支援に欠かせぬ役割を果たしている。◆震災時にはSNSの情報が有効活用される一方、デマの拡散や不確かな情報による混乱など課題もある。被災者を助けたいという思いは尊いが、支援物資をバンに積んで向かうだけでは、必要な場所へ確実に届けることは難しい。高速道路の寸断や現地での燃料確保、受け入れ先や仕分け・配布体制など、災害物流には計画的な輸送が求められる。◆現地では前回の地震を教訓に、全国からの救援物資を届ける施設やシステムが整備されてきたが、今回は拠点施設自体が利用できない状況という。災害時にも機能する物流体制づくりの重要性を感じる。

2016 (平成28)年4月の熊本地震から10年。復興への歩みが続く中、2026(令和8)年7月28日に再び熊本を地震が襲ったことに心が痛む。東京都トラック協会では7月31日、八王子市からの要請を受けて多摩支部が救援物資輸送を実施し、同日夕方には品川支部も品川区からの要請を受けて輸送を行った。緑ナンバートラックドライバーは、発災時の物流を担うエッセンシャルワーカーとして、被災地支援に欠かせぬ役割を果たしている。◆震災時にはSNSの情報が有効活用される一方、デマの拡散や不確かな情報による混乱など課題もある。被災者を助けたいという思いは尊いが、支援物資をバンに積んで向かうだけでは、必要な場所へ確実に届けることは難しい。高速道路の寸断や現地での燃料確保、受け入れ先や仕分け・配布体制など、災害物流には計画的な輸送が求められる。◆現地では前回の地震を教訓に、全国からの救援物資を届ける施設やシステムが整備されてきたが、今回は拠点施設自体が利用できない状況という。災害時にも機能する物流体制づくりの重要性を感じる。

昨年10月から死亡事故ゼロに

通常総会

東京高速道路交通安全協議会
第44回

交通安全協議会
(会長・水野功
東京都トラック
協会)は7月
28日、東ト総合
会館で第44回通
常総会を開催し、令和7
年度事業報告・収支決算
および8年度事業計画・
収支予算案などを審議・
承認した。また、役員・
参与等の異動についても
了承した。



冒頭、水野会長があい
さつし、首都高速道路等
における交通事故の発生
状況について、「事故発
生件数、死者数、負傷者
数はいずれも前年を下回
り、昨年10月から6か月
間連続で死亡事故ゼロを
達成したほか、協議会に
よる広報活動や街頭活動
などの取り組みに対し、

警視庁交通部長から感謝
状をいただいた」と説明
した。続けて、「高速道路
での交通事故は重大事故
につながることも多く、
ドライバー本人だけでなく、
職場や家族さらには長
時間の交通規制による
社会的影響など、多方面

交通安全の取組を継続

ヤンペー
ンで、警

り組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

の確保に継続して取
組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

の安全と円滑な交通
の確保に継続して取
組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

の安全と円滑な交通
の確保に継続して取
組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

の安全と円滑な交通
の確保に継続して取
組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

の安全と円滑な交通
の確保に継続して取
組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

の安全と円滑な交通
の確保に継続して取
組んでいかなければな
らない」と強調した。
今年度事業計画では、
高速道路における交通事
故防止と交通マナー向上
を図るため、広報用チャ
シや啓発品を作成し、春・
秋の全国交通安全運動を
はじめとする交通安全キ

視庁交通部や高速隊、道
路管理者などの関係機関
と連携しながら、高速道
路利用者に対する効果的
な広報および街頭活動を
行う。また、研修会・講
習会の実施にも取り組む。
議事終了後には来賓と
して、警視庁高速道路交
通警察隊の小林肇副隊長、
東京運輸支局の小清水
努次長、首都高速道路
保全・交通部の梅崎英典
防長・交通管理室長が祝
辞を述べた。

続いて、原玲子副会長
(東ト協副会長)が交通
安全宣言を読み上げ、椎
名幸子副会長の閉会あい
さつで総会を終了した。

首都高速道路

首都高

新富町出口10月18日廃止
銀座入口約3年間通行止

は、10月18日午
後11時から高速
都心環状線(C
1)の新富町出
口(内回り・外
回り)を廃止し、
あわせて銀座入
口(内回り)を
約3年間通行止
めにする。新京
橋連絡路の整備
と高速都心環状
線(築地川区間)
の更新事業に伴う措置
で、同時刻以降は対象の
出入口が利用できない。
そのため、首都高速道
路は周辺の出入口への迂
回利用を呼びかけてい
る。一部の出入口はET
C専用となっている。

なお、ETCで
利用する場合、利
用する出入口や経
路の変更に伴い、
料金距離に応じて
通行料金が変わる
場合があるとして
いる。利用者に対
し、ホームページ
で周辺出入口を案
内している。
首都高速道路で
は、通行止めの詳
細情報や交通状況
などについて、首都高専
用道路交通情報サイト
「mew-ti」や首都
高ドライバーズサイトな
どで、案内する(9月10日
号に案内リーフレットを
同封)。

産業保健フォーラム
in TOKYO 2026東京労
働局は9
月29日、
品川区のきゅ
りあん(品川
区立総合区民
会館/品川区
東大井5の18
の1)8階大ホールで「産
業保健フォーラム in
TOKYO 2026」
を開催する。時間は午前
10時20分から午後3時30
分まで。参加費は無料。
東京労働基準協会連合
会、東京産業保健総合支
援センターとの共催。

今年度は、「いま見つめ
直す職場のメンタルヘル
ス」をテーマに、大学教
授や産業医が講演するほ
か、小規模事業場ストレ
スチェック制度実施マニ
ュアルについて説明する。
申し込みは、東京労働
基準協会連合会ホームペ
ージ(HP)から。詳細は、
東労局HPを参照。
▽問い合わせ先 東京
労働局労働基準部健康課
(☎03・3512・16
16)

職場のメンタルヘルスをテーマに

関東・甲信越
重量部会

適正化二法の対応が急務
特要要望の実現を目指す

関東・甲信越重量部会
は7月8日、ハイランド
リゾートホテル&スパで
令和8年度通常総会を開
催。7年度事業報告・収
支決算と、8年度事業計
画・収支予算について審
議・承認した。

今年度事業計画では、
貨物自動車運送事業法改
正に伴う書面交付義務
や、実運送体制管理簿の

作成義務対象の拡大、再
委託回数制限など、ト
ラック適正化二法への対
応を急務とした。その
上で、安全作業と法令遵
守を徹底するとともに、
「特車通行時間帯条件の
緩和」や「特車通行許可
範囲(寸法・重量・車種
の可能な限りの最大化」
など、特車通行許可や基
準緩和と自動車認定に関
する要望実現を最優先課
題に掲げた。

また、全日本トラック
協会重量、鉄鋼、鉄骨・
橋梁各部会や各都県トラ
ック協会重量部会と連携
し、迅速化(トラック)ワ
ーキンググループを通じ
て、関東地方整備局との
意見交換を進めるほか、
全ト協重量部会が開催す
る経営者研修会・実務担
当者研修会へ積極的に参

関東ト協
海上コンテナ部会

新部会長に穂山氏就任
新年度事業計画を承認



穂山氏

関東トラック協会海上
コンテナ部会は7月22
日、東ト総合会館で令和
8年度総会を開催。7年
度事業報告・収支決算と、
8年度事業計画・収支予
算・役員の一部改選につ
いて審議・承認した。
今年度事業計画では、
東京港における各コンテ

また、CONPASを
活用した予約制事業な
ど、行政の取り組みへの
協力、事故防止の徹底、
ドライバー不足や高齢化
などの諸課題に関する実
態調査などを実施・協力
し、状況の正確な把握と
対応策の検討を行う。
役員の一部改選では、
新部会長に穂山正明氏
(埼玉・盛運)、新副部
会長に鈴木邦彦氏(東京・
国際コンテナ輸送)を選
任し、新体制がスタート
した。

漫然運転を防止するための
睡眠対策マニュアル

「ドライバーの眠りとその問題」

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を最重要課題と位置づけ、
様々な事故防止事業に取り組んでおります。

背景(国交省)

- ・多重追突事故の原因が
指導不足と公表
- ・睡眠時無呼吸症候群
(SAS) マニュアルの
改訂
- ・スクリーニング検査実
施の有無の報告義務

対策

- ・医学博士 高橋正也氏
監修
『漫然運転を防止する
ための睡眠対策マニ
ュアル「ドライバーの眠
りとその問題」』
作成

活用方法

- ・事業者の安全教育に
活用
- ・ドライバー指導教材
として利用
- ・漫然運転防止
→事故削減



ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL: 03-5337-1754
MAIL: ansui@kankokyo.or.jp

運送事業者が取り組むべき内容を整理し、指導・教育にご活用いただけます。



QRコードから
すぐにお問い合わせ



関東交通共済協同組合

最重点
推進項目
飲酒運転の根絶
追突・交差点事故防止
ながらスマホの根絶

全日本トラック協会は8月3日、令和8年秋の全国交通安全運動(9月21〜30日)の実施計画を策定した。各都道府県トラック協会に事前準備を働きかけて、効果的に実施する方針。

国土交通省策定の実施計画などに基づき、実施項目を定めたもの。事業用トラック向け対策としては近年、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事故や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約4割が交差点で発生している現状、「ながらスマホ」が起因する重大事故が社会問題となっていることを踏まえ、「飲酒運転の根絶」「追突・交差点事故防止」「ながらスマホの根絶」を最重点推進項目とした。

「最重点推進項目」
▽飲酒運転の根絶 事業用トラックによる飲酒運転が依然として発生していることを踏まえ、全ト協作成「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者などにアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法および測定結果の確実な報告などについて指導を徹底する。また、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、事業者などと連携した取り組みの強化を図る。

▽追突事故および交差点における事故の防止 生活道路における子どもをはじめとする歩行者および自転車利用者の安全確保と交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行者および自転車利用者の交通安全事故防止、高速道路における事故の防止、健康起因事故の防止、過労運転など、事故防止セミナーを全国で開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。また、事故防止に有効な安全装置の普及などにより、追突事故防止や交差点における事故防止の徹底を図る。

▽携帯・スマートフォン使用禁止など運転マナーの徹底 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォン操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

過労死請求件数増

道路貨物最多続く

厚生労働省はこのほど、令和7年度「過労死」した。支給決定件数のうち、令和7年度は67件で、前年度と同数。

それによると、過労死等に関する労災補償の全件数は179件で24件増加し、支給決定件数は6212件で、前年度比1402件の増加(以下、増減は前年度比)、支給決定件数は50件で26件減少したものの、いずれも全業種中最多だった。なお、支給決定件数のうち死亡件数は20件で1件減少した。

業種別にみると、道路貨物運送業における請求件数は179件で24件増加し、支給決定件数は50件で26件減少したものの、いずれも全業種中最多だった。なお、支給決定件数のうち死亡件数は20件で1件減少した。

全国交通安全
運動実施計画
全ト協秋
全8年

▽追突事故および交差点における事故の防止 生活道路における子どもをはじめとする歩行者および自転車利用者の安全確保と交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行者および自転車利用者の交通安全事故防止、高速道路における事故の防止、健康起因事故の防止、過労運転など、事故防止セミナーを全国で開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。また、事故防止に有効な安全装置の普及などにより、追突事故防止や交差点における事故防止の徹底を図る。

▽携帯・スマートフォン使用禁止など運転マナーの徹底 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォン操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

これらに加え、重点推進項目として、通学路・生活道路における子どもをはじめとする歩行者および自転車利用者の安全確保と交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行者および自転車利用者の交通安全事故防止、高速道路における事故の防止、健康起因事故の防止、過労運転など、事故防止セミナーを全国で開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。また、事故防止に有効な安全装置の普及などにより、追突事故防止や交差点における事故防止の徹底を図る。

労災補償状況

厚生労働省はこのほど、令和7年度「過労死」した。支給決定件数のうち、令和7年度は67件で、前年度と同数。

それによると、過労死等に関する労災補償の全件数は179件で24件増加し、支給決定件数は6212件で、前年度比1402件の増加(以下、増減は前年度比)、支給決定件数は50件で26件減少したものの、いずれも全業種中最多だった。なお、支給決定件数のうち死亡件数は20件で1件減少した。

業種別にみると、道路貨物運送業における請求件数は179件で24件増加し、支給決定件数は50件で26件減少したものの、いずれも全業種中最多だった。なお、支給決定件数のうち死亡件数は20件で1件減少した。



警察庁は、9月1日に施行される改正道路交通法施行令に伴い、生活道路における自動車の法定速度が、現行の時速60キロから時速30キロに引き下げられるとして、ドライバーに安全運転を呼びかけている。

対象となる生活道路は、主に地域住民の日常生活に支障をきたす道路で、中央線や中央分離帯などが設けられていない一般道路。

生活道路に速度制限



時速30kmに引き下げ

同庁では、法定速度内であっても、道路や交通の状況、天候、視界などに応じた安全な速度で走行するように求めている。

9月1日から施行

一方、道路標識や道路標示による中央線、または車両通行帯が設けられている一般道路や、自動車の通行が往復

健康経営優良法人2027

経済産業省の「健康経営優良法人2027」(認定事務局/日本経済新聞社)認定申請の受付が、8月17日から開始される。申請は、「ACTION!健康経営ポータルサイト」から行う。中小規模法人部門の受付期限は10月16日午後5時まで。

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取り組みを戦略的に実践している企業などが、社会的に評価される環境整備を目的とした認定制度で、日本健康会議が認定を行う。認定の発表は、2027年3月中旬頃を予定。

申請は、加入している保険者(協会けんぽの各都道府県支部、健康保険組合連合会の各都道府県連合会、国保組合など)が実施している健康宣言書

向
ファイル
◇6月分◇

●東京都トラック協会、令和8年度「第47回東ト協ドライバー・コンテスト表彰式」を開催する(8日)

●公正取引委員会、令和7年度における中小受託取引適正化法の運用状況と、中小事業者等の取引適正化に向けた取り組みを公表する。7年度の勧告件数は39件で、平成以降最多となる(10日)

●東京都トラック運送事業協同組合連合会、令和8年度(第47期)通常総会を開催し、7年度事業報告(案)、8年度事業報告(案)などを審議・承認する(25日)

●東ト協、令和8年度通常総会を開催し、7年度収支決算(案)などを審議・承認するとともに、任期満了に伴う役員改選を行い、8・9年度の理事・監事を選任する(29日)

●東京都、令和8年度「貨物輸送評価制度」の評価取得事業者を公表する。今年度の評価取得事業者は405社で、このうち東ト協会会員事業者は340社と、全体の84%を占める(30日)

●陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会、令和8年度(第62回)通常総会(代議員会)を開催する。7年度事業報告・収支決算と、8年度事業計画・収支予算を審議・承認したほか、役員・代議員の選任を承認する(24日)

●全日本トラック協会、第103回通常総会ならびに第216回理事会を開催し、令和7年度事業報告書・同計算書類などを審議・承認する(25日)

運行管理者試験テキスト

【貨物編】
過去の問題の解説と
実践模擬問題
【過去の問題100問 + 模擬問題30問】
定価 2,970円(税込)

令和8年版
(7月刊行)
自動車六法
定価 7,700円(税込)

株式会社 輸送文研社(柏林書房)
TEL03-3861-0291 FAX03-3861-0295

トラックフェスタ TOKYO 2026



フェスタリニューアルで 都民にアピール

東京都トラック協会は9月12日(土)、午前9時30分から午後4時30分まで、渋谷区・代々木公園の野外ステージおよびイベント広場で、「トラックフェスタTOKYO 2026～親子で体験 安全と環境～」を開催する。今年は「暮らしを支え、次の未来へ」をサブテーマに掲げ、都民にトラックをより身近に感じてもらうことを目的としている。

今回は開催日を土曜日に変更し、セレモニー開始時間も午前11時10分に設定。会場では協賛トラックメーカー各社が大型車から小型車

まで多彩な車両を展示するほか、FCV(燃料電池車)の展示・乗車体験を予定している。また、協賛企業や関連団体のブースでもさまざまな催しを展開する。

今年はフェスタの開催方法をリニューアルし、本部と支部が連携したコンパクトな開催を目指す。トラック輸送が日常生活や経済活動を支えるだけでなく、災害時にも重要な役割を担うことを伝えるため、自衛隊の協力による災害支援車両を今年も展示するほか、昨年に続き「能登出張朝市」を開設し、地元特産品を紹介・販売する。

ステージプログラム	
時間	(予定が変更される場合があります)
9:30	開会・オープニングSHOW
9:40	ひるまえトークイベント
10:00	交通少年団ステージ
10:20	会場案内①
10:30	魔法園児マドルワタル
11:10	セレモニー・表彰・東ト協宣言
11:50	東京農業大学 全学応援団 リーダー公開
12:30	よさこいステージ
13:00	会場案内②
13:20	みんなのトラック協会
13:40	みんな de トラックダンスPARTY!!
14:00	キッズダンス スリーセブン
14:40	魔法園児マドルワタル
15:20	交通安全ビンゴ大会
16:00	閉会・クロージングSHOW

支部の出席	
1	千代田・中央・港支部
2	大田・品川支部
3	渋谷・目黒支部
4	荒川・台東・墨田・深川支部
5	新宿支部



代々木公園で
今年は土曜日 開催

9/12 SAT
9:30~16:30

東ト協

トラックフェスタフォトコンテスト

インスタ投稿から入賞作品を選定

東ト協は、フェスタ関連のイベントとして、「トラックフェスタフォトコンテスト」を今年も実施する。来場者がフェスタ会場内で撮影した写真から入賞作品を選定するもの。所定のハッシュタグをつけてInstagram(インスタ)に投稿された写真を対象に、入賞作品を選ぶ(本号にチラシを同封)。

開催概要

【募集期間】9月12日~30日

【募集内容】募集期間中にインスタ公式アカウント「@truck_festatokyo」をフォローの上(二次元コード参照)、キャプションなどに撮影地や被写体の説明を記載し、ハッシュタグ「#トラックフェスタTOKYO2026」をつけ、トラックフェスタの会場の様子を撮影した写真をインスタにて投稿。【審査方法】「トラックフェスタTOKYOの魅力発信」をテーマに、実行委員会の審査により決定。【入賞/賞品】最優秀賞(1名)/クオカード3万円分、特別賞(2名)/同1万円分、入賞(10名)/同1千円分。【入賞作品の発表】東ト協ホームページ(HP)・インスタで発表。詳細は、東ト協HPのフェスタ特設サイトを参照。



インスタ公式
アカウント

フェスタ最新情報

東ト協HP内の特設サイト「トラックフェスタTOKYO online」では、フェスタの情報だけでなく、これまでに開催したフェスタなどのコンテンツを掲載。さらに、フェスタ2026に関する最新の情報は、Facebookアカウント「東京都トラック協会『トラックフェスタTOKYO』」や、Instagramアカウント「トラックフェスタTOKYO (@truck_festatokyo)」から随時発信している。アカウントをフォローすることで、最新情報を入手できる。

